

令和7年度 豊見城市 住民主体の通いの場支援事業 仕様書

1 業務名

豊見城市 住民主体の通いの場支援事業

2 事業概要

後期高齢者の急激な増加と現役世代の減少が同時に進行することから、支えを必要とする高齢者の増加を食い止め、要支援状態に陥った高齢者の自立支援を促進することが必要である。

これらの取組については住民自身が主体となって活動する通いの場を増やす必要がある。本事業は、住民主体の通いの場において、(以下「通いの場」という。)介護予防に効果のある運動を取り入れる際、住民だけでも継続して運動が実施できるよう、導入時に運動ノウハウの支援及び定期的な評価等を専門職が行うことで安心して継続した取組につながることを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 事業実施場所

通いの場を実施する場所、その他市長が定める場所であり、市内に限定する。

5 準拠法令等

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ② 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）
- ③ 沖縄県介護保険広域連合地域支援事業の実施等に関する規則（平成27年第10号）
- ④ 豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱（平成28年3月29日告示第48号）
- ⑤ 豊見城市通いの場支援事業実施要領

6 対象者

豊見城市内在住であり、かつ豊見城市介護保険地域支援事業実施要綱第4条、別表中一般介護予防事業の対象者（1）と（2）とする。

7 従事者

少なくとも2名以上で実施すること。

- （1）主な従事者（1名以上）理学療法士、作業療法士、保健師、看護師
- （2）補助者（1名以上）健康運動指導士、介護予防運動指導員、
介護予防に関する運動指導経験者、看護師等を適宜配置

8 業務内容

住民主体を基本としつつ効果を高めるには、必要に応じた専門職の関与が必要である。そのため、通いの場において介護予防効果を高めるための内容として、新規の通いの場の立ち上げ支援のみならず、既存の通いの場に対し介護予防・フレイル予防の観点で不足する要素を追加し、より介護予防の効果を高めることを目的に次に掲げる内容とする。

（不足する要素とは、運動を中心に行っている通いの場においては栄養・口腔に関する内容を取り入

れるなど)

(1) 通いの場の取組の推進と立ち上げ

- ① 地域診断
- ② 住民へ説明（効果説明、動機づけ）
- ③ 必要な教材、資料作成
（住民だけでも継続して実施できる内容でありかつ、介護予防に効果があるもの）
- ④ 開始時数回の運営支援

(2) 通いの場の継続支援

- ① 通いの場へ定期訪問：(1) ④の支援終了後3ヶ月後・半年後・1年後。その後は基本的には1年に1度とする。
・活動継続の動機づけ、グループの抱える課題の抽出と解決を目的として実施する。（体力測定や認知機能測定等の実施とその結果説明。適宜、運動内容の見直し等）
- ② 通いの場へ出前講座：フレイル予防を中心とした介護予防に関する内容を提供する。

(3) 虚弱者（ハイリスク者）を把握する

- ①（通いの場参加者）基本チェックリスト、体力測定等、参加者のアセスメントを実施、必要に応じて個別支援。また、中断者に対し状況確認を行い、適宜通いの場へ勧奨及び個別支援を実施する。
- ②（通いの場非参加者）基本チェックリスト等により対象者を把握した場合は通いの場へ勧奨を実施する。
- ③ 短期集中予防サービス事業（通所C）を利用されている方及び利用終了した方（中断者含め）を通いの場へ勧奨を実施する。

(4) 既存の通いの場の実態調査及び支援

※注意：住民主体を基本とし、専門職が主導となる介入にならないこと。

(1)～(4)については、市担当者（理学療法士、保健師、看護師）と協議し実施する。

(5) 自然災害や感染症の発生時の対応

自然災害や感染症の蔓延等で長期的に通いの場の継続が出来ない場合において、通いの場の参加者向けに、自宅での取り組み状況及び心身の状態についてアセスメントしハイリスク者に対し個別支援を実施する。

(6) 事業評価

- ・新規で立ち上がった通いの場の団体数。
- ・既存の通いの場へ介入した団体数。
- ・事業全体の評価及び次年度に向けての計画。

9 安全管理体制の整備及び事故などに関する対応等

- (1) 安全に実施するために、事故発生時（緊急事態）の対応を含めた安全管理マニュアル、感染症拡大防止のマニュアルを整備し、事業実施前に市へ提出すること。
- (2) 利用者個々のリスクを従事者全員が把握し、必要に応じ市に報告すること。
- (3) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は、受託者の責任において適正に対処し、速やかに利用者の家族及び市に報告すること。また、事故発生時の状況や対応及び改善策等を記載した報告書（様式は任意）を市へ提出すること。
- (4) 事業実施中に利用者に緊急を要する事態が発生した場合に備え、賠償責任保険への加入等を含めた必要な体制を整えておくこと。

10 用具等の準備について

本事業に必要な用具等に関して、受託者で準備すること。
ただし、通いの場で継続的に使用する備品は除く。

11 利用料

利用者から利用料の徴収は行わない。

12 書類の保存

すべての書類は、この事業終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

13 実績報告書等

市が指定する期日までに、次の報告書等を市へ提出するものとする。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの。
 - ・実施計画書（任意様式）
 - ・職員実施体制表（任意様式）
 - ・賠償責任保険に加入していることを示す書類の写し
- (2) 実績のある翌月の10日までに提出すること。
 - ・月次実績報告書等
 - ・その他関係資料（個別支援者の対応記録等）
- (3) 事業実施期間終了後に提出すること。
 - ・事業報告書

14 委託経費及び請求

委託料の請求は年4回と定め、事業に要した経費の実支出額を上限とする。

15 留意事項

- (1) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了した後においても同様とする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。
- (3) 個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記仕様書に基づき、適正に行うこと。

個人情報取扱特記仕様書

(特約及び法令等の遵守)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

2 受託者は、前項の規定に定めるもののほか、個人情報の取扱い及び管理については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報保護に関する法令の規定を遵守し業務を履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報などについて、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用又は第三者提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(業務従事者への周知)

第5 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(調査)

第6 受託者は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について市の求めがあった場合は、随時調査し、又は報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。